



古墳文化時代の主要な歴史的視点

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道学芸大学 公開日: 2012-11-07 キーワード: 作成者: 石澤, 澈 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00000838

古墳文化時代の主要な歴史的視点

石 澤 徹

北海道学芸大学旭川分校史学研究室

Tōru ISHIZAWA : Some Historical Observations on
the Ancient Mound-Age in Japan.

目 次

I 序 II 前期古墳文化時代の神仙思想 1. 前期古墳文化時代について 2. 金石文にあらわれた神仙思想 3. 祝詞にあらわれた神仙思想 4. 日本書紀・古事記にあらわれた神仙思想 5. 民俗学上からみた神仙思想 6. 考古学の成果からみた神仙思想 III 中・後期古墳文化時代の外交の意義 1. 古代大和朝廷の權威の所在	2. 邪馬台国の外交 3. 倭の五王時代の外交関係 4. 外交による經濟力の確保 5. 中国の外交・交易政策 6. 継体朝の出現と磐井の乱 IV 大化改新への胎動期の官人制特に工人制の萌芽 1. 大和朝廷の權威の基盤 2. 五經博士 その他の博士の貢進 3. 敏達朝に於ける文部（史）らの無能化 4. 工人文化の抬頭
---	---

I 序

H・バターフィールドは、「歴史と人間関係」¹⁾なる著書にて、歴史とは歴史事実の一つの註釈である。經濟史の見方による歴史は、すぐれた面もあるが、複雑な人間の歴史の一面的な見方であると述べている。經濟史的観点よりすれば、原始共同体か、奴隸制か、農奴制かなどいうことが、重要な解釈の視点になるのであろうが、第一にかかるとなる發展方式そのものが全世界の各民族の歴史發展にあてはまるかどうか疑問であり、第二にはかかる観点を固執しているために、多くの歴史事実を見忘れていて、正しい註釈とは云われないものが多くあると感ぜられる。この論文は、古墳文化時代前期の主要な視点は、神仙思想の把握にあると考えるし、中期古墳文化より後期古墳文化時代の古代大和政権の基礎は外交関係にあると考えられるし、古墳文化後期の聖徳太子の新政・大化の改新に至る前夜期は、部民制に代つて、工人制が生産指導者として抬頭して行くことにこそ、見逃してならない視点があると確信するのである。以下それらについて論述しようと思う。

II 前期古墳文化時代の神仙思想

1. 前期古墳文化時代について

「古墳が突如として近畿地方に現われたことから、古墳文化の前期は始まる。この時代に古墳を築いたのは、大和國家のキミであり、かつ統一者であるオオキミである天皇およびその一族、これを助けている貴族の臣連および地方の村落國家のキミやその一族であつたらう」²⁾と云われているが、それが「西暦三世紀後半に突如として畿内を中心とする限られた地域に古墳は出現する」³⁾と云うことも考古學者の一般にみとめるところである。後藤守一氏は、さらに「古墳を築き初められたのは崇神天皇である」⁴⁾とも述べている。しかし、だからと云つて、今日伝承されている崇神陵がそれだと云うわけではないと断つている。小林行雄氏は、崇神陵と伝えるものよりも先行の、前方後円墳があるとみている。⁵⁾古事記注によつて、肥後、⁶⁾和歌森、太田の諸氏は、崇神の崩御の戊寅を、西暦258年にあてているが、橋本増吉氏は⁷⁾それより干支一巡を下げて60年後の戊寅の318年と考えている。もし258年を崩年とすれば、三世紀の後半となり、後藤守一の説を裏書きするものであり、318年であるならば、小林氏の説を裏書きすることになる。前期古墳文化の下限は、応神・仁徳陵とせられる五世紀前半の瓢塚式古墳の出来る前までを云うのである。ほゞ一世紀間を指している。応神・仁徳陵とされる瓢塚式は、後藤守一氏が指摘するように、⁸⁾前方部が祭壇としての意義を失い、しかも後円部と同じ位に高くされてきていて、前方後円墳を亡ぼす因子をもつていることなどが注目される。

突如として近畿にあらわれた前方後円墳は、土師器の製作と同時に、新古墳築造技術としてつたえられたものであるが、前方後円と云う形体は、古代中国人の庶民信仰である天円地方の思想的表現であり、神仙思想と共に輸入された庶民信仰の具現であると考えられる。以下各方面から前期古墳文化時代には神仙思想の表象があることを指摘しようと思う。

2. 金石文にあらわれた神仙思想

大和の新山古墳は、古墳群中で古いものであるが、新山古墳は中期の特色をすでに備えていると比定されている。その出土鏡に、中国製の神獸鏡の銘文がある。それには次のように記されていることが明証された。

「吾作明竟甚大好，上有神守及竜虎，身有文章口銜巨，古有聖人，東王父西王母，渴飲玉淦，五男二女，長□□吉昌」東王父，西王母，と云う明らかに神仙思想が明記されている。この神獸鏡は銘により竜虎鏡なることは明らかである。当時多数の神獸鏡が輸入されて神宝とされたのであるから、それに記された文字の意味について、全く無知のまゝでいたとは思われない。竜虎鏡は、後漢より六朝時代に作成されたものであるが、わが国では、前期より中期の古墳から多く副葬品として出土されている。⁹⁾前期に多くこのような竜虎鏡が出土しているとすれば、神仙思想の輸入されていたことは明白である。東王父は陽気の神仙であり、老君中経には「東王父者青陽氣也。云々。在蓬萊山。」と註されている。

3. 祝詞にあらわれた神仙思想

延喜式卷八に、大夜の祝詞のあとに「東文忌寸部猷-横刀-時咒（西文部准_レ之）」¹⁰⁾と云うのがある。

「謹請，皇天上帝，三極大君，日月星辰，八方諸神，司命司籍，左東王父，右西王母，五方五帝，四時四氣，捧以銀人，請除禍災，捧以金刀，請延帝祚，咒曰，東至扶桑，西至虞淵，南至炎光，北至弱水，千城百国，精治万歳，万歳。」これにある東王父は先に説明したように、蓬萊山にある神仙と信ぜられた神仙思想を表わすものである。東文忌寸部・西文忌寸部とは、大和に住んでいた倭文直、河内に住んでいた河内首で、天武天皇の御代に、八色の姓が定められた時に、忌寸姓を授けられてから、東文忌寸部、西文忌寸部を称した。¹¹⁾倭文直は応神朝に帯方郡の民をひ

きいて帰化した阿知使主とその子の都加使主を祖とし、河内文首は同朝に来朝した百済の博士王仁の裔とされている。大夜の当日、東西の文部が参内して、天皇に袈刀と人形を献上するとき、漢音で読み上げた呪文である。このような慣例の成立した事情については、鈴木重胤の推定では、漢家にて古く行っていたことであるが、履中天皇の御世に、両氏が内蔵の出納を掌るようになってから、この私事が公事の中に採用されるようになったものらしい。古語拾遺にも「其四曰忌寸以爲秦漢二氏及百濟文氏等之姓」とあり、その註には「蓋与齋部共預齋藏事因以爲姓也。今東西文氏獻彼太刀蓋亦此之縁也」とある。三韓との交通が繁くなり、貢物も多くなつたので、貢物管理の職に、これらの帰化人が採用されたもので、古くから始まつたものと思われる。そこで重胤は、彼等が齋部氏と共に、齋藏の事に仕へていた頃、齋部氏には古くから幣帛を奉る職掌があるのをせん望して、朝廷に請うて、漢家の故事を採用せしめられるようになったものと思われると述べているが、次田潤氏も、この意見をみとめている。¹²⁾ 要するに、漢人種の帰化人が大和地方に入ると共に、彼らによつて漢人の庶民信仰である神仙思想も輸入され、齋藏を預る頃には、公けに漢家の故事を採用されるようになったものと推定される。崇神朝に任那が入貢して、我に援兵を乞うたので、我は塩乗津彦を任那の駐留の宰としたと云う伝承もあり、¹³⁾ また百済の求めにより援兵を送つた返礼として、神功皇后の世に、百済より七枝刀が献上され、¹⁴⁾ 石上神宮の神宝として実物が存しているのをみると、¹⁵⁾ 阿知使主、王仁来朝以前に、すでに早く漢人種らの庶民信仰としての神仙思想は輸入されていたものと思われる。

4. 日本書紀・古事記にあらわれた神仙思想

イ、伊勢神宮の奉祀

日本書紀によれば、豊鍬入姫命が年老いたので、皇女倭姫命をして、代りて天照大神に奉仕せしめた。¹⁶⁾ 倭姫命は天照大神の御霊を奉じて、祀るべき地を求めて、各地を遍歴され、伊勢の度会に入つたところ、天照大神の御霊は倭姫命に詔して、「この神風の伊勢の国は、常世の浪の重浪よする国、傍国の可恰国なれば、この国に居らばや」と宣したので、齋宮を五十鈴川上につくつて鎮め祭つた。これが皇太神宮であると記してある。津田左右吉氏は、¹⁷⁾ この記事について批判して云うには、伊勢神宮奉斎のことは、高天原の神代史の物語に、また天照大神を中心とする神代史の組立てからして、「イセが何等重要な地位に置かれてゐないのを見ると、神宮の建設は、神代史の最初の述作の後であつたことが考へられる。さうして神代史を含む旧辞の最初の述作が六世紀の中ごろであるとするれば、イセの神宮が大神を祀つたことになつたのは、或はイセに神宮の建てられたのは、早くとも六世紀の後半ころであつたことが推測せられるであらう。かういふ考へかたをすするまでもなく、旧辞の最初の形では、イセの神宮の話が無かつたとすれば、単にその点でも同じことがいはれるであらう。……要するに大神のイセ鎮座の物語は、此の神宮の起源を説くためのものであつて、上に述べた如く旧辞の一旦述作せられた後になつて語り出され、その後またそれが種々に潤色せられたものと考へねばならぬ。さうしてその初めて語り出されたのは、上記の神宮創建の時期から考へると、推古朝のころではなかつたらうか」と批判している。

伊勢神宮奉祀の説話は、伊勢神宮創始の神社縁起説話から出ていると思われるが、古事記の方にはその物語がない。しかし崇神記の帝紀によつたと思われる部分に、豊鍬入姫命については、妹豊鉏比売命（拝祭伊勢大神之宮也）とあり、倭姫命については、垂仁記の帝紀によつたと思われる系譜の部分に、倭比売命者（拝祭伊勢大神宮也）と記されている。日本書紀は、二皇女の註記の部分に、旧来より伝承される伊勢神宮奉祀の説話をもつて補つたもので、勝手に述作したものとは思われない。同殿共床であつた天照大神の御霊代である八咫鏡を、崇神朝より始めて、垂

仁朝に、ことに倭姫命は諸国を遍歴して、伊勢に祀るように決したのであるが、それには当時の漢人種よりの移入思想である神仙思想にもとづくものがあつたと思われる。八咫鏡そのものに、先に述べたような神仙思想を示す銘文があつたかどうかは別としても、倭姫命が名地を遍歴されて、常世の国を求められ、常世の国に最も近い、常世の国の浪打ちよする伊勢の国を選ばれて、ここに天照大神を神として奉祀するに至つたのは、明らかに神仙思想によるものであり、常世の国、蓬莱山を求められ、それに最も近い伊勢に大神を神仙として奉祀せられたものであると思う。ことに神宮の建物が古来よりの神社建築様式をつたえているのをみても、津田氏の云うような六世紀後半と云う後世ではなくて、三世紀後半から四世紀初の頃に奉祀されたとしても、少しも不思議ではないと思われる。

ロ、田道間守、常世国に使う

日本書紀垂仁92年の条に、田道間守が常世の国に使用するの記事がある。¹⁸⁾ 天皇は田道間守に勅して、常世の国にいつて、非時香菓(橘)を求めてくるように命ぜられた。田道間守は、清彦の子であり、天日槍の玄孫であり、三宅の連の祖とされている。田道間守は勅命を果して、帰つてきたが、天皇は死去されていたので、悲んで、山陵を押し死した。景行天皇はその忠誠をあわれんで、田道間守の屍を、陵側に葬られたと云う。津田左右吉氏は批判して、¹⁹⁾ 垂仁朝にタヂマモリが海路トコヨの国について、トキジクノコノミをもつてきた。書紀がトコヨを神仙秘区とし、支那の神仙思想をもつて説明しているが、常世は長生不死の世で、万葉時代には、一般に神仙郷の意味で用いられた。そこでタヂマモリの物語は、かかる支那思想の所産であらう。「万葉の歌などによつても知られる如く、橘はひどく賞美せられたので、タチバナの音に似たタヂマモリをトコヨの国へやつて、それをもつて来させたといふ橘の起源説話がこの物語なのだ」と述べタヂマモリが事実どこかの海外の国へいつたものならば、その国名か土地の名を記してある筈だと云う。しかし、三世紀には、ことに中国では神仙思想が盛行して、後漢の世には、徐福が皇帝の命によつて、少年少女をつれて蓬莱山をさがし廻つたとの伝説もあり、皇帝は諸国の神仙家をあつめて、その術を求められたと云うことは事実であつたのであるから、崇神・垂仁朝に、帰化人によつて、ことに天日槍の一族らによつて、神仙思想が移植されたことは充分考えられることであり、支配階級の間にも広く普及し、天日槍の子孫としての田道間守をして不老長寿の果実を求めしめられたと云うようなことは、その通りでないとしても、それに類したことがあつたと考えられる。神鏡の銘文にも、古い祝詞の咒にも固定された思想であるをみれば、この推測もあまり間違つてはいないであろう。タヂマモリの伝承は、その子孫である三宅氏から出た伝承、即ち、旧辭であらうと武田裕吉氏は考察しているが、²⁰⁾ 妥当な見解と思われる。

ハ、神功皇后紀の酒楽の歌

書紀によれば、²¹⁾ 神功皇太后は、太子のために、御還幸の御祝の歌として、「この御酒は、わが御酒ならず、神酒の上、常世に坐す、いはたす、少御神の豊寿ぎ、寿ぎもとほし 神寿ぎ 寿ぎくるほし 奉り来し御酒ぞ浅さず飲せ ささ」と謡われたと記しているが、古事記にも記されている。お酒の長官である常世の国にまします少彦名命が祝いまわつて、奉つた酒であるから、なみなみと召しあがれと、常世の国から伝つた不老長寿の薬となるお酒であるという神仙思想が謡われている。古事記には、こは酒楽の歌なりとある。古くから宴会の際にうたわれたものであり、琴歌譜にも出ておる、大歌として伝承された歌謡である。古くから宮中の宴会にうたわれた祝宴の歌であることは間違いないが、それが神功皇太后によつて発想されたものであるかどうかと云う点になると決定するきめ手はない。紀・記の歌謡について、津田氏が批判しているよ

うに、²²⁾ 歌謡とそれを説明している記事とが一致しないものがあることを考えると、必ずしも神功皇太后によるものでないかも知れない。しかし本辞、旧辞が継体・欽明朝にある程度、編輯されたとすれば、その時に、この大歌を神功皇太后の作とする伝承があつたからこそ、編者は神功紀に挿入したのであろうし、何らの伝承も、抛り処もなしに、記・紀ともに、神功紀に編入する理由もないであろう。要するに、それほど早くから伝承されたものであるから、神仙思想も早くから移入され、普及し、酒宴の歌にまで歌われるに至つたものとせねばならぬ。

5. 民俗学上からみた神仙思想

折口信夫氏は、²³⁾ トコヨは元来は絶対永久の闇の国であつたが、トコと音通した退く(ソク)底(ソコ)などの連想もあつて、地下、或は海底の「死の国」と考えられて、「夜見の国」とも称せられていた。古事記に常夜往(トコヨユク)と云う言葉があるが、²⁴⁾ 絶対の闇のありさまで日を経ると云うことである。常夜ゆく国、闇かき昏す恐しい神の国であつて、岩屋戸隠りの後の高天原の様子や、常世の長鳴き鳥のトコヨは、常夜の義である。よもつ大神のうしはく国、夜見国、根の国ともよばれて、恐れられていた。筆者の見解によれば、これはシャーマニズムの世界観である地下の世界、冥の世界である。わが古典の研究によれば、松村武雄氏も²⁵⁾ 日本の神話の研究で述べているように、天係系の神話の世界観は、天上、地上、地下の三層の世界観であつて、地下の世界は常闇の世界と信ぜられていた。アイヌのシャーマニズムの世界観も三層の世界観で、地下の世界は、死者が腐れたとれ、苦しんでいる世界であると信じていた。然るに常闇の国のトコヨが次第に「不死の国」と云う意味に転じていつた。「ヨ」と云う言葉は、古代より近代に至るまで、穀物、或は成熟の意味があつた。それでトコヨは豊饒、或は富みの国を連想せしめ、また「ヨ」には齡(ヨ)の連想が働き、併せて祖先以来の霊が死なずに生きていると云う連想が重なり、絶対の齡の国の連想にふり替り、そこには常世人、常世神がいると考えられるようになった。常闇の国の思想から、どうして、何時頃から、全く反対の意味の富と齡の国と云う思想に変つたのであろうか。折口博士は、かかる展抒は、藤原朝以前からである。漢種の人々の影響が具体的になつてくると、益々、海中の三仙山の寿福の姿が、常世の国の上に重つてきて、常世、仙山を接近させるようになってきた。漢、魏、晋、唐の間の民間説話の記録である小説や、楚辞屈原のものなどの書物からの影響のみでなく、かかる筆をもつてせぬ漢種の人々の神仙譚が、人々の耳にふれた多くの機会が想像され、それが常世と仙山とを分ちがたいものにしたのである。また常世と長寿とが結びついたのは、初期万葉時代である。「常世の国を理想化するに到つたのは、藤原の都からの事である。道教信者の空想した仙山は、不死常成の楽土であつた。其上、帰化人の支那から持ち越した通俗道教では、仙境を恋愛の理想国とするものが多かつた」²⁶⁾ と述べている。しかし、筆者の考えでは、折口博士の考えているよりは、もつと古く、崇神天皇や垂仁天皇の時代、田道間守が常世の国を訪ねたと云われる話や、神功皇太后の酒楽の歌の常世の思想のあらわれた時代、シャーマニズムの三層の世界観と違つた世界観が漢人種によつて移植された時代から変つてきたと思う。シャーマニズムの世界観では、死者のゆく冥の世界は、恐しい、腐れたとれた世界であるから、死者の墓は、何ら荘厳化する必要はない。それ故に、埋み墓から、荘大な古墳を生み出してきた時代、死者を神人として崇拜するようになった時代が、常闇のトコヨが、不老長寿の神人の世界へと変つた時であると思う。すると、三世紀後半に、突如として近畿にあらわれた古墳文化の発生した時代よりは、以前であつたとせねばならぬ。折口博士の指摘する藤原の宮時代になると、「藤原宮の役民の作れる歌」²⁷⁾ では、新都の造営によつて、この都が、このわが国が常世になるであろうと云うので、他に蓬萊山をもとめているのではないので

ある。理想の国と云うきわめて抽象的な概念に、三転しているのである。

6. 考古学の成果からみた神仙思想

古墳文化の最古のものは、典型的な前方後円墳であり、三世紀後半に突如として近畿地方を中心にあらわれたものであるが、筆者は早くから、支那の庶民的宇宙観である天円地方の表現であると主張してきたのであるが、前方後円墳の形式が半島や大陸には前例をみない、わが国独特のものであるために、天円地方の宇宙観の表現であることに想到しなかつたらしい。しかし副葬されている土師器や土師部による新しい古墳築造技術が、新しい大陸輸入の文化であることから考えれば、漢人種の世界観の表現であると考えて少しも無理はないと思う。神仙思想の経典とも云うべき淮南子の天文訓をみれば、天円地方の思想があらわれている。小林行雄氏が、「古墳は、…人が神になる祭なのだ」²⁸⁾と述べているが、埋み墓と異り、埋葬されている人が神になる祭として、古墳がつくられたものである。埋葬後に、前方部で祭祀を行う必要から生れたものである。神仙思想では、仙人は(道者)この世で神になる人もあるが、死後、昇天して、神仙、神人となると信じた。前方後円墳の最も古い型のものは、前方部が低くつくられ、祭り場とされ、神となる人は後円部の頂上に埋葬されて、昇天したものと考えられた。

しかし前期古墳の副葬品に、シャーマニズム時代の、シャーマンの呪術の神宝であり、司祭者的首長の権威の象徴であつた伝世の宝器である鏡、玉、剣が副葬されていると云うことは、司祭者的首長の権威と性格を残存しつつも、それが副葬されると云うことは、それを否定する思想的発展、²⁹⁾つまり他の理由や条件によつて、権力者の権威と地位が保証されたことを示すものである。鏡について云えば、伝世鏡の副葬は、共同体的な宗教的権威の否定を意味するものであり、しかも鏡の副葬が中期の前半に、数を増加しているのは、なお旧い宗教的権威が社会に生き残っていることを示すものである。倭迹迹曰百襲姫命の古墳がつくられていると云うことは、³⁰⁾シャーマニズム思想を示す女性司霊者である彼女が、神仙思想と結合して、神になつたものとせられたのであろう。

然るに、中期になると前方後円墳としては、発達した頂上にあるとされる瓢塚式古墳が盛行するが、この瓢塚式古墳には、すでに前方後円墳、つまり天円地方と云う神仙思想の宇宙観を亡ぼす因子が含まれている。前方部が高くされて祭壇としての意義を失い、後円部に近接するようになり、堀がめぐらされて墓祭は堀の外で行われるようになり、墳丘の一部に化してゆく。「その意味では、応神、仁徳両陵は、すでに前方後円墳を否定する瓢塚式の一例であるの故をもつて中期におくべきである」³¹⁾と後藤守一氏は云う。それは古典に奇しくも記されているように、儒教思想の影響によつて、神仙思想にもとづく天円地方形式による死者の昇天と云う神人思想の否定が浸透してきたものと思われる。

Ⅲ 中・後期古墳文化時代の外交の意義

1. 古代大和朝廷の権威の所在

シャーマニズムによる宗教的権威に代つて、大和朝廷の天皇の権威は何によつて保証されたのであろうか。シャーマニズム時代には、シャーマンの宗教的権威によつて、政治的権威も保証されたのであるが、古墳文化時代になると、宗教的、政治的権威の象徴である鏡、玉、剣が副葬されている。後期に入ると、全くそれらのものの副葬もみられなくなる。その事實は、大和政権の権威がそれらのものによる権威を残存しつつも、次第に他のものによつて保証され、後期に入ると、それらのものは全く形式的、儀礼的なものとなり、他のものによつて保証される比重が大き

くなつたことを示すものである。即ち、大和政権の権力・権威の保証に、中国皇帝の親認と外国との外交と交易権の掌握と云うことが基礎をなしていたものと考え、以下、その問題について考えてみよう。

2. 邪馬台国の外交

「女王国より以北には、特に一大率を置き、諸国を檢察せしむ。諸国之を畏憚す。常に伊都国に治す。国中に於いて刺史の如き有り。王、使を遣わして京都・帯方郡、諸韓国に詣り、及び郡の倭国に使用するや、皆津に臨みて搜露し、文書、賜遺の物を伝送して女王に詣らしめ、差錯するを得ず」¹⁾と魏志倭人伝に記されている。伊都国に駐割した一大率は、女王の命をうけ、女王国より以北の諸国を檢察していた。諸国はこれを畏れていた。女王が使を魏の都洛陽や帯方郡、諸韓国につかわしたり、また帯方郡の使者が倭国に使う場合には、駐割の大率は、港に臨んで、搜露檢察して、魏帝よりの伝送の文書、賜遺の物を、差錯を生ずることなく、女王に詣らしめるようにしていた。邪馬台国は伊都国に官吏をおいて、外交と交易の権を掌握していた。諸国（倭の諸国であろう）が直接に外交や交易をしないようにおさえていた。邪馬台国の威権は、外交と交易権の掌握にあつたと云つてもよい。アイヌの古代社会では、農業は発達しなかつたが、交易によつて階級社会が生じていたことも参考になる。

「景初二年六月、倭の女王、大夫難升米等を遣わし、郡に詣り、天子に詣りて朝獻せんことを求む。太守劉夏、吏を遣わし、將つて送りて京都に詣らしむ」景初二年は三年の誤りであることは明らかであるが、²⁾大夫難升米らを帯方郡につかわし、中国皇帝に直接に朝獻せんことを請うた。帯方郡の太守は官吏をやつて洛陽に送らしめた。その年に、中国皇帝より詔書あり、女王を親魏倭王とし、金印紫綬を授けられた。邪馬台国より献上せるものは、「汝獻ずる所の男生口四人、女生口六人、斑布二匹二丈を奉り以つて到る」と。これに対して中国より下されたものは、「絳地交龍錦五四、絳地縹粟罽十張、積絳五十四、紺青五十四を以つて、汝が獻ずる所の貢直に答う。又特に汝に紺地句文錦三匹、細班華罽五張、白絹五十四、金八両、五尺刀二口、銅鏡百枚、真珠、鉛丹各々五十斤を賜い、皆装封して難升米・牛利に付す。還り到らば録受し、悉く以つて汝が国中の人に示し、國家汝を哀れむを知らしむ可し。故に鄭重に汝に好物を賜ふなり」とある。邪馬台国より献上したのものに対する交易品としては、「汝が獻ずる所の貢直（アタイ）に答う」とあるによれば、「絳地交龍錦五四、絳地縹粟罽十張、積絳五十四、紺青五十四」が、交易品に値するものと考えている。その外の紺地句文錦三匹以下は、女王の忠誠に対して下賜するもので、印綬及び下賜品を国中に示し、中国皇帝がパトロンとして後援していることを知らしめ、その権威を保持するように云うのである。その後の孝与に至るまでの外交・交易関係は倭人伝の後文に記されている。「正始元年、太守弓遵、建中校尉梯備等を遣わし、詔書、印綬を奉じて、倭国に詣り、倭王に拝仮し、並びに詔を齎し、金帛、錦罽、刀、鏡、采物を賜う。倭王、使に因つて上表し、詔恩を答謝す」

津田左右吉氏も³⁾指摘しているように「魏の使の初めて来たのは、正始元年(240年 A. D)であつて、其の時には特殊な政治的意味は無かつたやうであるし、一体に貢獻とか支那で称せられることも、通常の場合には何等かの財貨を得るのが目的であつたらうが、正始八年にはやゝ政治的意味のある交渉が生じてゐる。」邪馬台国と狗奴国が衝突し、帯方郡に訴えたので郡は官吏を派して告諭させている。「小国分立して互に勢を争う時には、思想上に何等かの権威を有する後援者を得ることが、其の間に利を得る好方便であるから、邪馬台国も此の意味で帯方郡の威を振りようとしたのかも知れぬ」⁴⁾中国皇帝よりの印綬は、小国分立して争う時代に、権威を示すのに

役立った点もあつたであろうが、ヒミコ女王及び耆与の場合には、国内に対しては、シャーマン性が女王の権威を保証している面が大きい。

3. 倭の五王時代の外交関係

倭王讚⁵⁾ (応神又は仁徳と考えられている) が、413年に、晋に方物を献じ、421年には宋の武帝に修交の使者を送り除授をうけ、425年には司馬曹達を使とし方物を贈っている。この時の除授が何であつたかは明記されていないが、倭国王に除されたらしい。⁶⁾ 応神の世には、わが朝鮮半島に於ける勢威は確固たるものであつたが、仁徳の世になると、高句麗が南下して、百済、任那に於けるわが権威をおびやかすものがあり、国内的には地方豪族に対してのみでなく、中央の勢力家に対しても、王権の権威を、中国皇帝からの認証によつて、誇示する必要があつた。この頃にはすでにシャーマン的、宗教的権威をもつては、国内の勢力家を服しえない状態にあつた。倭の五王が中国皇帝に、熱心に除正を乞うのはそのためであらう。讚死して弟珍がたつた。反正天皇と推定されている。自ら使持節都督、倭、百済、新羅、任那、秦韓、慕韓六国諸軍事、安東大將軍、倭国王と称して、除正を乞うているが、中国皇帝からは、安東將軍、倭国王に除されている。倭国王済(允恭天皇と推定されている)も、使をやり安東將軍、倭国王に除され、さらに使持節都督、倭新羅任那加羅秦慕韓六国諸軍事の号を加えられている。済死し、興(安康天皇)たち、使をやり貢献して、安東將軍、倭国王に任ぜられている。興死し武(雄略天皇)たつて、自ら使持節都督倭百済新羅任那加羅秦慕韓七国諸軍事、安東大將軍、倭国王と称し、順帝の昇明二年(478年)使をやり上表して、⁷⁾ 自ら忠節を誇示し、先の号に除正されんことを乞うたが、中国皇帝からは、百済を除いた申請の称号に除正されている。中国皇帝よりの除正が、朝鮮半島諸国に対してのみでなく、国内の豪族に対しても、天皇の権威を確認させるために必要であつたかを示すものである。⁴⁾ 三種の神器の継承だけでは安心できないものがあつたらしい。

4. 外交による経済力の確保

古代大和朝廷の経済的基盤を、奴隷制の発達にありと考えている人もある。安帝の永初元年(107年)には、倭の国王師升等は生口160人を献上している。⁸⁾ ヒミコ女王国が貢献したのものにも、男生口4人、女生口6人がある。倭の五王時代には記載がないが、仁徳天皇らの巨大な古墳の築造は、やはり奴隷制の発達なくしては考えられないとしている。アイヌの社会では、山丹交易に、自分の子供を売つたが、奴隷制の発達はみられなかつた。奴隷なるものの定義の如何によつては、色々に理解されるものであるから、奴隷制が発達していたかどうかを論ずる前に、我々の注目せねばならないことは、先に述べた外交関係は、交易権の獲得であり、それによつてえられる経済力が大和政権の強固な基盤となつていたのであり、国民はその経済力に服していたのである。邪馬台国の女王は、伊都国に一大率を置いて、すべての交易船を臨監していた。諸国はみなこれを畏れて、勝手に交易することがなかつた。邪馬台国の経済的基盤は、交易権の掌握の上にたつていたと云つてもよい。倭人伝の語るように、農業の発達は著しくなかつた。権力者の経済的基盤は、奴隷制による大農場の経営にはなかつた。アイヌの古代社会でも、農業の発達は全くみられなかつたが、山丹貿易や津軽・松前貿易に従事したものが、巨富をなし、豪華な生活をし、多くの奴婢を使役するものもあつた。大和朝廷の場合でも、農場経営による奴隷制の上になつていたよりも、交易権の獲得にたつていたことの方が大であつたと思われる。和島誠一氏は、⁹⁾ 階級社会の成立について、一方では水稻農業の飛躍的發展によると述べつゝ、他方では「我が国の階級社会成立に当つては、一般的な社会的分業の未発達、特に最も重要な金属生産の決定的立ち遅れと、これに対する大陸からの輸入品の占める重要な地位、それを一手ににぎつて成長して

くる階級支配者を特徴の様相として指摘できるのである」と述べているが、アイヌの社会では全然、農業・牧畜の発達なしで、交易によつて階級社会の成立していることを考えるならば、大陸より輸入される金属器具や貴重品の獲得が、階級社会を成立させる最大の要因であつたと思う。水稻農業の発達も、金属器具なしで、木器、石器、骨器の類では、如何ともしがたかつたであろう。金属農耕具の輸入を押えているだけでも、大きな経済力の基礎であつたであろう。貨幣経済の発達しないアイヌの社会では輸入品の器具類・刀剣等を多くもっているものが豪族であつたように、貨幣経済の発達していなかつた大和の古代でも同様であつたであろう。倭の五王時代には、多量の鉄器が使用されはじめたが、しかも鉄器の自由な生産も交換もなく、古墳から多量の地金や鉄製器具・武器などが発見されるのは、古墳被葬者である大和朝廷を中心とする豪族層が、古代の著名な鉄生産地の南鮮を侵略し、多量の鉄を独占していたからである。¹⁰⁾ 大和朝廷は任那に日本府をおき、南鮮各地にミヤケを設けて、交易権を独占していたのである。

5. 中国の外交・交易政策

中国の商業は、西暦3~7世紀間には、多く都市の商業区域の市で行われ、市以外での自由の開店はゆるされなかつた。商人は入市税をとられた。また商品には十分の一税の関税が課せられ、政府の財源にされていた。南朝でも北朝でも同じである。ことに外交関係として重要なことは、「最後に或る種類の商品（高級なる絹織物・貴金属・兵器其他朝廷の御用品等、所謂禁物なるもの）が其の生産、販売並びに搬出等に於いて禁止せられてゐた事実、就いて触れなければならぬ。周官以後、秦、漢、南北朝に至る迄連綿として、高級絹織物工芸は宮室の独占事業とせられ、或は漢代にそれが地方（齊、蜀地方）に置かれてゐても、依然官営の事業として行はれ来つたものであつて、其の間、時には民間の自由織成を許可したこともあつたが、それは寧ろ例外に過ぎない。従つて後に述べるが如き衣服に対する奢侈禁止令は、勿論身分的等級の原則を樹立するものであると共に、他面此の宮廷工芸の独占を意味するものに外ならなかつた」¹¹⁾ 支那の宮室は、禁物を独占製造し、その販売も搬出も独占していたのである。「支那に於て禁物の市場販売、関外帯出の禁に関する法令は早くも周官に見るのであるが、吾人は南北朝に於いても、かの隋の煬帝が珍宝を山積し、御馳走政策を以て西域胡商を招来したといふ挿話、並びに南朝に於いて、其の外国貿易の衝に朝廷自ら当つた事実を想到することによつて；概ねこれ等の施設乃至規定は、官営貿易の利潤を削がれんことを防止せんとする為政者の意図より出で、且つは宮廷絹織物独占は一面奢侈禁止令と関連し、他面又利潤の独占を目的とする性質を有することを認め得よう」¹¹⁾ 高級貴重品は朝廷自らつくり、その商品の外国貿易は朝廷自らそれに当つていたことが述べられている。中国政府の外国貿易については、「当時、支那の政府は『朝貢』及びそれに対する賜物の形式によつて、外国商人と取引する以外に、『遠夷招致』の名目を以て貿易を奨励し、国外市場の開拓を試みた」¹²⁾ 中国政府は朝貢に対する賜物の形式で貿易の利を収め、遠国との貿易を奨励して、その利を独占していた。

一般商品の販売を管理するのみでなく、貴重品は宮廷の独占事業であり、販売も独占していたので、他の国々は正式の外交関係なしでは入手できなかつたことに注目せねばならぬ。ヒミコ女王が交易を管理して、その利を独占していたように、古代大和朝廷も、交易の利を独占せんとして、中国皇帝の親任をえんと努力したのである。中国の場合と同じく、百済でも、¹³⁾ 帯方郡の文化を摂取し、すでに早く王室の専属の手工業をもち、王室の奴婢によつて経営し、金属、皮革、木工、織物、武器をつくつていたと云うから、百済からの文物・貴重品の輸入も、正式の外交的交易によらねば入手できなかつたのである。

それ故に、中国及び半島諸国との外交関係の掌握は、政治的な意味と共に、大きな経済的利益の独占を意味するものであつた。大和朝廷が握っている中国及び半島の文物と文化は、地方豪族は云うに及ばず、中央豪族にとつても、絶対的な魅力であつた。中国からヒミコ女王国に賜つた品品をみると、禁物である貴重品である。古代大和朝廷は、貴重な文物や文化を独占していたので、中央豪族も、地方豪族も朝廷に服さざるをえなかつた。朝廷より賜る御賜の御衣も、この意味に於て価値があつたのである。雄略天皇崩じ、葛城円大臣の女、韓媛の子、白髪皇子が皇太子で、その外に雄略の妃、吉備上道臣の女、稚媛の子に星川皇子があつた。稚媛は星川皇子に、皇位につかんとすれば、まず大蔵の官をとれと教えた。¹⁴⁾ 大蔵を管理しているものは、秦、漢氏の帰化人であり、外国伝来の文物や貴重品が蔵されていた。この大蔵を押えることが、政治力として大きな意味をもつていると判断されていたからである。多くの奴隷を把握するか否かにはなかつたようである。

6. 継体朝の出現と磐井の乱

二十一代雄略天皇の頃が、大和朝廷の任那日本府の転換期である。¹⁵⁾ 雄略死して、星川皇子の乱あり、このとき吉備田狭臣は任国の任那で叛旗をひるがえし、新羅と通じ、百済によらんとした。二十二代清寧天皇死して、顕宗・仁賢は互に位をゆずり、一時、清寧天皇死して、顕宗・仁賢は互に位をゆずり、一時、清寧天皇の姉飯豊皇女が政を執り、顕宗天皇即位するが、その三年紀生磐宿禰は、任那によりて叛を起し、高麗と結んで勢をえた。しかし百済王に攻められて失敗した。仁賢天皇の御代には、大伴金村は皇太子（後の武烈天皇）の意をうけて、平群真鳥をうち中央政界の有力者平群氏を滅している。大和政権の振わざる甚しきものがある。武烈天皇の六年に、¹⁶⁾ 百済より朝貢があつたが、百済からは久しく朝貢せず、よつて使者を留めおいて帰さなかつたと云う。雄略天皇死して以後は、久しく半島諸国との大和朝廷の正式の外交関係は失われていた。このような状態のとき、武烈死して、皇位をつぐべき人なく、応神天皇五世の孫、彦主人王の子、男大迹王を越前より迎えて天皇にした。

男大迹王が多くの王たちの中で、¹⁷⁾ 賢き者として選ばれたのは何によるのであろうか。結論をさきに言えば、男大迹王は、越前の地にあつて、海外貿易の利によつて勢威を振つていたらしい。欽明31年の条に、高麗の使者が「始めて越の岸にきた」と記されていることから、藤間生大氏は、¹⁸⁾ 敦賀港の交易を否定している。大和朝廷の出先機関である任那の日本府が健在なれば、それに押えられて、地方豪族の交易は出来なかつたであろうけれども、任那の日本府は大和朝廷の命に従はず、屢々叛旗をひるがえす拠点になつている時である。筑紫の国造磐井は新羅と交通し、大和朝廷の対外関係を妨害しており、大和朝廷の外交関係は久しく断たれている際である。越前に於ける実力者、男大迹王が倭国王として、外交・交易をしていたと考えて少しも不思議ではない。国造磐井は新羅と通じ、高麗・百済・新羅・任那等からの毎年の貢船を掠奪して海路を塞いでいた。¹⁹⁾ そのことは継体21年に、近江毛野の征軍のときになつて、始めて行われたものとは思われない。彼が一年有半も反抗したのは、大和朝廷が内乱と衰微にあつた頃に、自由に交易して利を占めていたからだと思われる。その頃、北国では男大迹王は倭王と称して三韓交易に従事していたであろう。欽明31年に²⁰⁾ 高麗の使者が「越の岸」にきたときに、高麗の使者に対して、「郡司」道君は、自分が「天皇」であると詐称して、高麗の大使を自分のもとにおいた。使者は高麗からもつてきた品々を道君に献じた。然るに「越人江淳臣裙代」が都に出かけて、そのことを報告したので真相が明るみに出され、高麗の使者は越前より近江に入り、琵琶湖の南のササナミ山に出て、山背のコマヒの館、ついで山背の相楽の館に迎えられた。大和政府は江沼臣の

申出により、膳臣傾子を高麗の使者を送迎する外交官として敦賀に派遣し、土着させて、外交を掌握させた。男大迹王が敦賀の地で、大和朝廷の外交の衰えている時、外交・交易していたが故に、男大迹王に、大和政界の状況を知らせた河内の馬飼首は、敦賀との連絡によつて、半島伝来の馬具の類を入手していたであらうし、男大迹王が天皇に迎えられた時に、最初、北河内の楠葉に、次に山城の筒城に、次に山城の乙訓に、二十年近くも大和入りをせず、淀川を経て、琵琶湖を通り、敦賀にと通ずる交通路に都しておられたのである。大和政府の豪族間の対立のために、²⁰⁾ 大和入りがおくれたと解する人もあるようだが、二十年もおくれたと云うことは、敦賀との交通の地に居を占めたものと解さるべきである。それ故に、継体天皇が中央に出られてから後にも、敦賀の地では、道君が代理で外交・交易していたので、高麗の使者に対して、「天皇」であると詐称して応接したとしても、相手には不思議に思われなかつた。敏達天皇二年にも高麗の船が敦賀に漂着し、その後も再三であるので、²¹⁾ 朝廷では漂着を疑われたと記されている程である。道君が天皇と詐称したことが露頭しても、大和朝廷より強く罰せられなかつたのは、男大迹王時代よりの旧慣があつたからであらうと思われる。

武烈天皇崩御頃の大和政府にとりては、外交関係の挽回は最大の急務であり焦点であつたから、北国で外交・交易を握つていた実力者の男大迹王が天皇に擁立されたのである。継体天皇擁立で、功績のあつた大伴氏が没落してゆくのは、やはり外交政策の失敗が主因であつた。当時の大和朝廷と政権が、外交・交易権の上になつていたのである。なお雄略紀以後、屢々吉備臣の大和朝廷に対する反抗のことが記されているのは、当時、半島に於て、新羅と高麗（日本書紀に云うところの高麗）が対立し、吉備氏は新羅を援けんとし、雄略天皇は必ずしも新羅に同情しなかつたと云う大和政府内での、外交方針の対立が、大和政府を弱体化していたと云うことに注目せねばならぬが、この問題については、将来の研究課題としよう。

IV 大化改新への胎動期の官人制、特に工人制の萌芽

1. 大和朝廷の権威の基盤

大化改新を遂行する大和朝廷の権威を支えていたものは何であつたか。蘇我氏を仆した中大兄皇子・藤原鎌足らの革新勢力の結集と云うことにもあつたであろうが、改新を敢て遂行しえた勢力の基礎は何にあつたのであるか。近來、その経済的基礎を、大和朝廷の屯田・屯倉等の直轄領の経営の拡大にもとめる説がみられるが、そのような見解の背後には、大化改新と云えば班田制の確立、そのために必要な戸籍・計帳の整備があつたと云う観点がうかがわれる。鉄器の農耕具が、ある程度、豪族層の間に普及していた時代に、農業生産の発展と農業生産物の把握の如きことは、大和政権を支える大きな経済的基盤にはなりえなかつた。食うに足る食物と、住むに足る家と、着るに足る衣をもつた豪族層に必要なものは、大陸や朝鮮半島に栄える文化であり、文物であつた。豪族層が渴望してやまない新しい文化と文物を、大和朝廷が掌握していつたところに、大和政権の威権は保持されたのである。

2. 五経博士、その他の博士の貢進

日本書紀によれば、継体天皇の六年、¹⁾ 大和政権は任那のうちの四県を百済に譲渡した。哆唎国の守、穂積臣押山の進言では、本国日本から遠くはなれて、維持困難なるが故に、百済に割譲して、百済との同盟を保持することが必要であると云う。その翌年に、百済は使を遣わし、穂積臣押山に副えて、五経博士段揚爾をを貢すると同時に、己汶の地を請うてきた。大和政権は己汶及び帯沙の地を百済に与えた。翌十年に百済は賜地の謝礼として、²⁾ 五経博士漢高安茂を送り、

先の段揚爾と交換させた。五経博士は、中国官僚文化の基礎教学と考えられている学問の権威者である。任那の地の割譲は、五経博士の貢献を代償に行われたものであるが、その後の日本の半島に於ける外交関係からみると、大きな犠牲であつたにも拘らず、五経博士を迎えた当時の大和政府の権力者たちの、大陸文化に対する強いあこがれを、看取することができる。

欽明天皇14年6月には、³⁾ 朝廷は百済王に、良馬二匹、同船二隻、弓五十張、箭五十具を送つて、その代償に、医博士、易博士、曆博士等を交代に献上し、併せて卜書、曆本、種々の薬物を送るよう求めている。それに答えて、15年2月に、⁴⁾ 百済より五経博士王柳貴、僧曇慧等9人の僧と、外に易博士、曆博士、医博士、採薬師、楽人を貢してきた。敏達天皇5年11月には、⁵⁾ 百済王は、経論若干卷、律師、禪師、比丘尼、咒禁師、造仏工、造寺工6人を献上したので、難波の大別王の寺においた。用明天皇は自ら仏法を学び、鞍部多須奈は天皇のために坂田寺の仏像・仏寺をつくつたと云う。⁶⁾ 崇峻元年には、⁷⁾ 百済は僧及び仏舍利を貢り、寺工、鑪盤博士、瓦博士、畫工を献つている。蘇我馬子は法興寺建立を起工している。推古朝には⁸⁾ 聖徳太子は高麗僧惠慈について仏法を学び、覚智博士には仏書以外の教について学び、元年には四天王寺の建立を始め、2年には臣・連らも寺をつくり始めた。4年には法興寺竣工し、大臣の男、善徳臣を寺司に任じた。10年10月には、⁹⁾ 百済僧観勒来朝し、曆本、天文地理書、遁甲方術書を献上し、このとき書生3~4を選んで観勒に学ばしめた。陽胡史の祖王陳は曆法を、大友の村主高聡は天文遁甲を、山背臣日立は方術を学んだ。それらのものは律令体制に組織化され、京師には大学を設け、諸国には国学を置いて、経・音・書・算を教授し、その外に、陰陽寮、典薬寮、雅薬寮、織部司等にも、陰陽学、曆学、医学、薬学、音楽、織物等を教授する組織をもつに至つた。寺司の如きは、奈良時代には、大きな発展をとげ、造東大寺司の如きは、省にも劣らぬ規模の官庁に発展した。

3. 敏達朝に於ける文部(史)らの無能化

敏達天皇の元年5月、¹⁰⁾ 高麗の使者が来朝した際に、高麗の表疏を諸々の史(フピト)をあつめて、読みとかしめんとしたが、日本と高麗の文化の差は大きく、三日を要しても誰一人として読むことができなかつた。然るに船史の祖王辰爾は、これをよく読みといたので、天皇は大和・河内の史ら(大和は漢人阿知使主の子孫と称する文部、河内は韓人王仁の子孫と称する文部で、文筆をもつてつかえるもの¹¹⁾)を戒告されて、「汝等が習へる業、何の故にかも就らざる。汝等衆しといへども辰爾に及かず」と諭された。雄略天皇の御世には、天皇は帰化人なる史部の身狭主青と桧隈民使博徳だけを寵愛するので、「悪しくまします天皇」¹²⁾と云われた程に、史部は重く用いられたにも拘らず、敏達朝にはすでに物の用にもたたぬものになつていた。部民制による史部は、臨時に召し出されて、朝廷の用を果したものであつたので、日に日に進んでゆく大陸の文化には追いついてゆけなかつたものらしい。三韓の五経博士、曆、易、医等の博士の学問に比すれば、文筆にあずかる文部の学力の如きは全く問題にもならなかつたようだ。ことに三韓に於いて、輝しい発展をとげた仏教文化については、仏典の教理は云うに及ばず、造像・造寺の点に至ると、わが技術部民のなしうるところではなかつた。敏達天皇はかかる文化のたち遅れを痛感され、火の葦北の国造、阿利斯登の子、達率、日羅が百済に居るのを、特に召して、政治について諮問された。¹³⁾ 日羅は内政の治を主とし、国民の生活を高めるのが先決であると進言したが、当時の朝廷としては、文化の向上に努力を傾注せねばならぬと痛感していたようである。

4. 工人文化の抬頭

雄略朝には新しい技術をつたえるものを、新来の漢人として、新設の部制を設け、その技術を

採用した。新漢の陶部高貴，鞍部堅貴，畫部因斯羅我，錦部安定那錦，訳語卯安那である。¹⁴⁾ 書紀の一本には百濟より漢手人部，衣縫部，突人部を献つたと記している。また雄略天皇が寵愛した身狭村主青らは，¹⁵⁾ 呉の国から献つた手末の才伎漢織，呉織，また衣縫の兄媛，弟媛らをつれてきたので，兄媛を大三輪の神に奉り，弟媛を漢衣縫部としたと記されている。しかし今や律師・禪師等の専門の僧侶を初め，五経博士の外に，医・暦・易・卜博士や採薬師・楽人等の来朝によつて，敏達朝の史部の例にもみられるように，臨番制による技術的部民制の如きは，殆んど意味を失つてきていた。しかも新時代の文物の生産者である技術者は，畫工，寺工，鑪盤博士，瓦博士等の工人階級の技術者であつた。律令制文化は，生産技術の面からみるならば，工人階級の文化であり，常勤の賃銀制によるものであつた。律令制の下では，工人階級は雑工とよばれ，¹⁶⁾ 土木工，金属工，技芸工にわけられ，土木工は土工・木工・削作工・様工・葺工・石工・研磨工・陶工・瓦工・櫃工・策工・竹工・造軸工・轆轤工・桴工・築垣工を含み，金属工に鑄工・鉄工・銅工・金工・押金薄工・細工・吹皮作工があり，技芸工には仏工・画工・漆工・蒟纈工・印工・丹工・造紙工・粉酒作工がある。このような専門の技術家が官司の専属として，賃銀を給せられ，新しい文化の創造に活躍するのである。技術部民に代つて，新しい文化の創造者として，特に造寺・造像と関連して，抬頭してくる工人階級の歴史的意義を直視すべきである。

また地方にあつては，伝統的な国造の勢威がつよくなるのであるが，律令体制に於て，中央より派遣された国司らの官人が，地方の豪族，国造の上にあたつて，¹⁷⁾ その任を果しえたのは，国司等の官人階級が，¹⁸⁾ 新しい文化の荷担者であり，指導者であると信ぜられたからであつて，そのような理想像が，聖徳太子の十七条憲法に描かれているのである。新しい文化の指導者，国民の師表として国司等の官人階級が迎えられたからである。

II の 註

- 1) Herbert Butterfield : History and Human Relations 中の Marxist History
- 2) 後藤守一 : 日本考古学講座五，41頁
- 3) 近藤義郎 : 日本古墳文化 (日本歴史講座一卷61頁)
- 4) 後藤守一 : 同 上
- 5) 小林行雄 : 日本古代文化の諸問題 102頁
- 6) 肥後和男 : 崇神天皇と卑弥呼 27頁
- 7) 橋本増吉 : 東洋史上より見たる日本上代史 585頁
- 8) 後藤守一 : 同 上
- 9) 久永春男 : 日本考古学講座五，193頁
- 10) 延喜式 卷八，神祇十八
- 11) 関見 : 婦化人 36頁
- 12) 次田潤 : 祝詞新講 330頁
- 13) 日本書紀 : 崇神紀
- 14) 日本書紀 : 神功皇后紀
- 15) 西田長男 : 日本古典の史的的研究 (石上神宮の七支刀の銘文)
- 16) 日本書紀 : 垂仁紀
- 17) 津田左右吉 : 日本古典の研究上，426頁
- 18) 日本書紀 : 垂仁紀
- 19) 津田左右吉 : 同 上 253頁
- 20) 武田裕吉 : 古事記説話群の研究 51頁
- 21) 日本書紀 : 神功皇后紀
- 22) 津田左右吉 : 日本古典の研究下，7頁
- 23) 折口信夫 : 古代研究 (「国文学の発生」「疵が国へ，常世へ」「古代生活の研究 (常世の国)」)
- 24) 古事記 上巻

石 沢 激

- 25) 松村武雄：日本神話の研究第四巻 27頁
- 26) 折口信夫：古代研究（常世の国 44頁）
- 27) 万葉集巻一：藤原宮の役民の作れる歌
- 28) 小林行雄：日本古代文化の諸問題 84頁
- 29) 小林行雄：古墳の話 56頁
- 30) 日本書紀：崇神紀十年の条
- 31) 後藤守一：日本考古学講座五 45頁

III の 註

- 1) 魏志倭人伝（和田清らの和訳による）
- 2) 同上の訳註
- 3) 津田左右吉：日本古典の研究上, 19頁
- 4) 同 上：20頁
- 5) 宋書倭国伝（和田清らの和訳）
- 6) 池内 宏：日本上代史の一研究
- 7) 宋書倭国伝（和田清らの和訳）
- 8) 後漢書倭伝（同 上）
- 9) 和島誠一：日本歴史講座第一巻、階級社会の成立 19頁
- 10) 日本考古学講座五：森浩一 85頁
- 11) 志田不動磨：東洋中世史 I（世界歴史大系） 306頁
- 12) 同 上 322頁
- 13) 旗田 巍：朝鮮史 36頁
- 14) 日本書紀：清寧紀
- 15) 日本書紀：武烈紀
- 16) 日本書紀：継体紀元年の条
- 17) 藤間生大：いわゆる『継体，欽明期の内乱』の政治的基盤，（歴史学研究 No. 239）
- 18) 筑後風土記
- 19) 日本書紀：欽明紀31年の条
- 20) 林屋辰三郎：継体，欽明朝内乱の史的分析
- 21) 日本書紀：敏達紀二年，三年の条
 - a) 末松保和：任那興亡史 109頁
 - b) 同 上 99頁

IV の 註

- 1) 日本書紀：継体紀六年の条
- 2) 同 上：十年の条
- 3) 同 上：欽明紀十四年の条
- 4) 同 上：十五年の条
- 5) 同 上：敏達紀 五年の条
- 6) 同 上：用明紀 前段・西田長男・日本宗教思想史の研究 256頁
- 7) 同 上：崇峻紀 元年の条
- 8) 同 上：推古紀 元年の条
- 9) 同 上：十年の条
- 10) 同 上：敏達紀 元年の条
- 11) 関 晃：帰化人 26頁
- 12) 日本書紀：雄略紀 二年の条
- 13) 同 上：敏達紀 十二年の条
- 14) 同 上：雄略紀 七年の条
- 15) 同 上：十四年の条
- 16) 竹内理三：日本上代寺院経済史の研究 25頁
- 17) 上田正昭：新旧国造論（律令国家の基礎構造所載）
- 18) 竊 弘道：国司制の成立（同 上）は参考になる。
- c) 末松保和：任那興亡史 105頁